

平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等の支払を受ける居住者又は非居住者及びその支払をする者並びに業務に関連して他人のために名義人として私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等の支払を受ける居住者又は非居住者及びその支払をする者並びに業務に関連して他人のために名義人として私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等の支払を受ける居住者又は非居住者及び当該名義人として当該私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等の支払を受ける者については、所得税法第二百二十四条、第二百二十五条第一項及び第二百二十八条第一項のうち当該私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等に係る部分の規定は、適用しない。

(国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等)

第八条の三 居住者が、平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき国外において発行された前条第一項各号に掲げる受益権の収益の分配に係る剰余金の配当(国外において支払われるものに限る。以下この条において「国外私募公社債等運用投資信託等の配当等」という。)につき、国内における支払の取扱者で政令で定めるもの(以下この条において「支払の取扱者」という。)を通じてその交付を受ける場合には、その支払を受けるべき国外私募公社債等運用投資信託等の配当等については、所得税法第二十二条及び第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課す。

2 内国法人(所得税法別表第一に掲げる内国法人を除く。以下この条において同じ。)は、平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき国外において発行された投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)若しくは特定受益証券発行信託の受益権又は社債的受益権の収益の分配又は剰余金の配当に係る同法第二十四条第一項に規定する配当等(国外において支払われるものに限る。以下この条において「国外投資信託等の配当等」という。)につき、国内における支払の取扱者を通じてその交付を受けた場合に、その支払を受けるべき国外投資信託等の配当等について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額について次の各号に掲げる国外投資信託等の配当等の区分に応じ当該各号に定める税率を適用して所得税を課す。

一・二 省略

3 平成二十八年一月一日以後に居住者又は内国法人に対して支払われる国外投資信託等の配当等の国内における支払の取扱者は、当該居住者又は内国法人に当該国

益の分配に係る配当等の支払を受ける居住者又は非居住者及びその支払をする者並びに業務に関連して他人のために名義人として私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等の支払を受ける居住者又は非居住者及び当該名義人として当該私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等の支払を受ける者については、所得税法第二百二十四条第一項から第三項まで、第二百二十五条第一項及び第二百二十八条第一項のうち当該私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等に係る部分の規定は、適用しない。

(国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等)

第八条の三 居住者が、平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき国外において発行された前条第一項各号に掲げる受益権の収益の分配に係る所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当(国外において支払われるものに限る。以下この条において「国外私募公社債等運用投資信託等の配当等」という。)につき、国内における支払の取扱者で政令で定めるもの(以下この条において「支払の取扱者」という。)を通じてその交付を受ける場合には、その支払を受けるべき国外私募公社債等運用投資信託等の配当等については、同法第二十二条及び第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課す。

2 内国法人(所得税法別表第一に掲げる内国法人を除く。以下この条において同じ。)は、平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき国外において発行された投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)又は特定受益証券発行信託の受益権の収益の分配に係る同法第二十四条第一項に規定する配当等(国外において支払われるものに限る。以下この条において「国外投資信託等の配当等」という。)につき、国内における支払の取扱者を通じてその交付を受けた場合に、その支払を受けるべき国外投資信託等の配当等について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額について次の各号に掲げる国外投資信託等の配当等の区分に応じ当該各号に定める税率を適用して所得税を課す。

一・二 同上

3 平成十六年一月一日以後に居住者又は内国法人に対して支払われる国外投資信託等の配当等の国内における支払の取扱者は、当該居住者又は内国法人に当該国

国外投資信託等の配当等の交付をする際、その交付をする金額（当該国外投資信託等の配当等が国外私募公社債等運用投資信託等の配当等である場合において、次項に規定する外国所得税の額があるときは、その額を加算した金額）に前項各号に掲げる国外投資信託等の配当等の区分に応じ当該各号に定める税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

457 省略

（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）

第八条の四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二十三条第一項に規定する利子等（第三条第一項に規定する一般利子等、第三条の三第一項に規定する国外一般公社債等の利子等その他政令で定めるものを除く。以下この項及び第五項において「利子等」という。）又は同法第二十四条第一項に規定する配当等（第八条の二第一項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等、前条第一項に規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等その他政令で定めるものを除く。以下この項、第四項及び第五項において「配当等」という。）で次に掲げるもの（以下この項、次項及び第四項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、同法第二十二条及び第八十九条並びに第一百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該上場株式等及び配当所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額（上場株式等に係る配当所得等の金額（第三項第三号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同法第九十二条第一項の規定は、適用しない。

一 第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等の利子等又は配当等で、内国外法人から支払がされる当該配当等の支払に係る基準日（当該配当等が所得税法第二十五条第一項の規定により剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなされるものに係る配当等である場合には、政令で定める日）においてその内国外法人の発行済株式（投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二条

（上場株式等に係る配当所得の課税の特例）

第八条の四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成二十一年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等（第八条の二第一項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等及び前条第一項に規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等を除く。以下この項、第四項及び第五項において「配当等」という。）で次に掲げるもの（以下この項、次項及び第四項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある確定申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同法第二十二条及び第八十九条並びに第一百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額（上場株式等に係る配当所得の金額（第三項第三号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同法第九十二条第一項の規定は、適用しない。

一 第三十七条の十一の三第二項第一号に掲げる株式等の配当等で、内国外法人から支払がされる当該配当等の支払に係る基準日（当該配当等が所得税法第二十五条第一項の規定により剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなされるものに係る配当等である場合には、政令で定める日）においてその内国外法人の発行済株式（投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二

外投資信託等の配当等の交付をする際、その交付をする金額（当該国外投資信託等の配当等が国外私募公社債等運用投資信託等の配当等である場合において、次項に規定する外国所得税の額があるときは、その額を加算した金額）に前項各号に掲げる国外投資信託等の配当等の区分に応じ当該各号に定める税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

457 同上

第十二項に規定する投資法人をいう。第三号及び第九条の三第三号において同じ。）にあつては、発行済みの投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二条第十四項に規定する投資口をいう。以下この項、次条第一項第四号、第九条の三第三号及び第九条の三の二第一項第三号において同じ。）。第九条の三第一号において同じ。）又は出資の総数又は総額の百分の三以上に相当する数又は金額の株式（投資口を含む。以下この章において同じ。）又は出資を有する者が当該内国法人から支払を受ける配当等以外のもの

二 投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募（金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。）により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）の収益の分配

三 省略

四 特定目的信託（その信託契約の締結時において原委託者が有する社債的受益権の募集が第八条の二第一項第二号に規定する公募により行われたものに限る。）の社債的受益権の剰余金の配当

五 第三条第一項第一号に規定する特定公社債の利子

2 前項の規定のうち、上場株式等の配当等で同項第一号から第三号までに掲げるものの（同項第二号に掲げる収益の分配にあつては、公社債投資信託以外の証券投資信託に係るものに限る。以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者がその年内に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある確定申告書を提出した場合に限り適用するものとし、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者がその年内に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について所得税法第二十二条及び第八十九条の規定の適用を受けた場合には、その者がその同一の年内に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定の適用がある場合における所得税法その他所得税に関する法令の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（以下「上場株式等に係る配当所得

項に規定する投資法人をいう。第三号及び第九条の三第三号において同じ。）にあつては、発行済みの投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口をいう。以下この項、次条第一項第四号、第九条の三第三号及び第九条の三の二第一項第三号において同じ。）。第九条の三第一号において同じ。）又は出資の総数又は総額の百分の三以上に相当する数又は金額の株式（投資口を含む。以下この章において同じ。）又は出資を有する者が当該内国法人から支払を受けるもの以外のもの

二 公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募（金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。）により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）の収益の分配に係る配当等

三 同上

2 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者がその年内に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得について所得税法第二十二条及び第八十九条又は第一百六十五条の規定の適用を受けた場合には、その者がその同一の年内に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（以下「上場株式等に係る配当所得

所得等の金額」という。)」とする。

二 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額(上場株式等に係る配当所得等の金額を除く。)」とする。

三 所得税法第七十一条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

四 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「ものを除く。)」とあるのは、「ものを除く。)及び租税特別措置法第八条の四第一項(上場株式等に係る配当所得等の課税の特例)に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得(同項の規定の適用を受けようとするものに限る。)」と、「前節(税率)」とあるのは「前節(税率)及び同項」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、租税特別措置法第八条の四第一項の規定による所得税の額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第八条の四第一項(上場株式等に係る配当所得等の課税の特例)の規定による所得税の額」とする。

五 省略

4 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して国内において上場株式等の配当等(所得税法第二条第一項第十四号に規定するオープン型の証券投資信託の収益の分配及び同法第二十五条第一項の規定により剩余金の配当、利益の配当又は剩余金の分配とみなされるものに係る配当等を除く。以下この項において「上場株式配当等」という。)の支払をする者(これに準ずる者として政令で定めるもの(以下この項及び次項において「準支払者」という。)を含む。)は、財務省令で定めるところにより、上場株式配当等の支払に関する通知書を、その支払の確定した日(無記名の公社債の利子、同法第二百一十五条第一項に規定する無記名株式等の剩余金の配当又は無記名の投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配に係る通知書については、その支払をした日)から一月以内(準支払者が交付する場合には、四十五日以内)に、その支払を受ける者に交付しなければならない。

5 前項に規定する上場株式配当等の支払をする者又は所得税法第一百二十五条第

の金額」という。)」とする。

二 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額(上場株式等に係る配当所得の金額を除く。)」とする。

三 所得税法第七十一条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

四 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「ものを除く。)」とあるのは、「ものを除く。)及び租税特別措置法第八条の四第一項(上場株式等に係る配当所得(同項の規定の適用を受けようとするものに限る。)」と、「前節(税率)」とあるのは「前節(税率)及び同項」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、租税特別措置法第八条の四第一項の規定による所得税の額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第八条の四第一項(上場株式等に係る配当所得の課税の特例)の規定による所得税の額」とする。

五 同 上

4 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して国内において上場株式等の配当等(所得税法第二条第一項第十四号に規定するオープン型の証券投資信託の収益の分配に係る配当等及び同法第二十五条第一項の規定により剩余金の配当、利益の配当又は剩余金の分配とみなされるものに係る配当等を除く。以下この項において「上場株式配当等」という。)の支払をする者(これに準ずる者として政令で定めるもの(以下この項及び次項において「準支払者」という。)を含む。)は、財務省令で定めるところにより、上場株式配当等の支払に関する通知書を、その支払の確定した日(無記名の公社債の利子、同法第二百一十五条第一項に規定する無記名株式等の剩余金の配当又は無記名の投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配に係る通知書については、その支払をした日)から一月以内(準支払者が交付する場合には、四十五日以内)に、その支払を受ける者に交付しなければならない。

5 前項に規定する上場株式配当等の支払をする者又は所得税法第一百二十五条第

二項第一号に掲げる者（以下この条において「配当等の支払者」という。）は、財務省令で定めるところにより、これらの規定に規定する通知書を同一の者に対してその年中に支払った利子等及び配当等の額の合計額で作成する場合には、これららの規定にかかわらず、当該通知書をこれらの規定に規定する支払の確定した日の属する年の翌年一月三十一日（準支払者が交付する場合には、同年二月十五日）までに、その支払を受ける者に交付しなければならない。

658 省略

（確定申告を要しない配当所得等）

第八条の五 平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二十三条第一項に規定する利子等（第三条第一項に規定する一般利子等その他の政令で定めるものを除く。以下この条において「利子等」という。）又は同法第二十四条第一項に規定する配当等（第八条の二第一項各号に掲げる受益権の収益の分配その他の政令で定めるものを除く。以下この条において「配当等」という。）で次に掲げるものを有する居住者は、同年以後の各年分の所得税については、同法第二十条、第二十三条若しくは第七条（これらの規定を同法第一百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する総所得金額、配当控除の額若しくは純損失の金額若しくは同法第一百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する給与所得及び退職所得以外の所得金額若しくは同法第一百二十二条（同法第一百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する公的年金等に係る雜所得以外の所得金額若しくは同法第一百二十二条（同法第一百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する給与所得及び退職所得以外の所得金額若しくは同法第一百二十二条（同法第一百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する公的年金等に係る雜所得以外の所得金額又は前条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額の計算上当該利子等に係る利子所得の金額又は配当等に係る配当所得の金額を除外したことにより、同法第一百二十条から第二百二十七条まで（これらの規定を同法第一百六十六条において準用する場合を含む。）の規定及び第三十七条の十二の二第九項（第三十七条の十三の二第十項において準用する場合を含む。）において準用する同法第一百二十三条第一項（同法第一百六十六条において準用する場合を含む。）において準用する場合を適用することができる。

一 内国法人から支払を受ける配当等（次号から第五号までに掲げるものを除く。）で、当該内国法人から一回に支払を受けるべき金額が、十万円に配当計算期間（当該配当等の直前に当該内国法人から支払がされた配当等の支払に係る基準日の翌日から当該内国法人から支払がされる当該配当等の支払に係る基準日までの期間をいう。）の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額以下

二項第一号に掲げる者（以下この条において「配当等の支払者」という。）は、財務省令で定めるところにより、これらの規定に規定する通知書を同一の者に対してその年中に支払った配当等の額の合計額で作成する場合には、これらの規定にかかわらず、当該通知書をこれらの規定に規定する支払の確定した日の属する年の翌年一月三十一日（準支払者が交付する場合には、同年二月十五日）までに、その支払を受ける者に交付しなければならない。

658 同上

（確定申告を要しない配当所得）

第八条の五 平成二十一年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等（第八条の二第一項各号に掲げる受益権の収益の分配に係る配当等その他の政令で定めるものを除く。以下この条において「配当等」という。）で次に掲げるものを有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、同年以後の各年分の所得税については、同法第二十条、第二十三条若しくは第二百二十七条（これらの規定を同法第一百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する総所得金額、配当控除の額若しくは純損失の金額若しくは同法第一百二十二条（これらの規定を同法第一百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する給与所得及び退職所得以外の所得金額若しくは同法第一百二十二条（同法第一百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する公的年金等に係る雜所得以外の所得金額又は前条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額の計算上当該配当等に係る配当所得の金額を除外したことにより、同法第一百二十条から第二百二十七条まで（これらの規定を同法第一百六十六条において準用する場合を含む。）及び第三十七条の十二の二第十一項（第三十七条の十三の二第十項において準用する場合を含む。）において準用する同法第一百二十三条第一項（同法第一百六十六条において準用する場合を含む。）の規定を適用することができます。

一 内国法人から支払を受ける配当等（次号から第四号までに掲げるものを除く。）で、当該内国法人から一回に支払を受けるべき金額が、十万円に配当計算期間（当該配当等の直前に当該内国法人から支払がされた配当等の支払に係る基準日の翌日から当該内国法人から支払がされる当該配当等の支払に係る基準日までの期間をいう。）の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額以下

であるもの

二 國若しくは地方公共團体又はその他の内國法人（第六号において「内國法人等」という。）から支払を受ける前条第一項第一号に掲げる利子等又は配当等

三 内國法人から支払を受ける投資信託でその設定に係る受益権の募集が前条第一項第二号に規定する公募により行わされたもの（特定株式投資信託を除く。）の収益の分配

四 省略

五 内國法人から支払を受ける特定目的信託（その信託契約の締結時において原委託者が有する社債的受益権の募集が第八条の二第一項第二号に規定する公募により行われたものに限る。）の社債的受益権の剩余金の配当

六 内國法人等から支払を受ける第三条第一項第一号に規定する特定公社債の利子

2 前項に規定する居住者又は非居住者の平成二十八年以後の各年分の所得税について国税通則法第二十五条の規定による決定（当該決定に係る同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を含む。）をする場合におけるこれらの規定の適用については、同項の規定に該当する利子所得の金額並びに配当所得の金額及びこれに係る配当控除の額は、これらの条に規定する課税標準等及び税額等には含まれないものとする。

3 省略

4 第一項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が有する同項各号に掲げる利子等又は配当等についての同項の規定の適用は、その一回に支払を受けるべき利子等又は配当等の額ごとに行うことができる。

5 第一項各号に掲げる利子等又は配当等のうち政令で定めるものに係る所得税法第二百二十四条、第二百二十五条及び第二百二十八条の規定の特例については、政令で定める。

であるもの

二 内國法人から支払を受ける前条第一項第一号に掲げる配当等

三 内國法人から支払を受ける公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募（前条第一項第二号に規定する公募をいう。）により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）の収益の分配に係る配当等

四 同上

2 前項に規定する居住者又は非居住者の平成二十一年以後の各年分の所得税について国税通則法第二十五条の規定による決定（当該決定に係る同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を含む。）をする場合におけるこれらの規定の適用については、同項の規定に該当する配当所得の金額及びこれに係る配当控除の額は、これらの条に規定する課税標準等及び税額等には含まれないものとする。

3 同上

4 第一項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が有する同項各号に掲げる配当等についての同項の規定の適用は、その一回に支払を受けるべき配当等の額ごとに行うことができる。

5 第一項各号に掲げる配当等のうち政令で定めるものに係る所得税法第二百二十四条、第二百二十五条及び第二百二十八条の規定の特例については、政令で定める。

であるもの

（国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収等の特例）

第九条の二 内國法人（所得税法別表第一に掲げる内國法人を除く。次項及び第四項において同じ。）は、昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき国外において発行された株式（資産の流動化に関する法律第二条第五項に規定する優先出資を含む。）の剩余金の配当又は利益の配当（所得税法第二十四条第一項に規定する利益の配当をいう。）に係る同項に規定する配当等（国外において支払われるものに限る。以下この条において「国外株式の配当等」という。）につき、国

であるもの

（国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収等の特例）

第九条の二 内國法人（所得税法別表第一に掲げる内國法人を除く。次項及び第四項において同じ。）は、昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき国外において発行された株式（資産の流動化に関する法律第二条第五項に規定する優先出資を含む。）の剩余金の配当（所得税法第二十四条第一項に規定する剩余金の配当をいう。）又は利益の配当（同項に規定する利益の配当をいう。）に係る同項に規定する配当等（国外において支払われるものに限る。以下この条において「

内における支払の取扱者で政令で定めるもの（以下この条において「支払の取扱者」という。）を通じてその交付を受ける場合には、その支払を受けるべき国外株式の配当等について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額について百分の二十の税率を適用して所得税を課する。

256 省略

（上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例）

第九条の三 平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等（以下この条及び次条において「配当等」という。）で次に掲げるものに係る同法第百七十条、第百七十五条、第百七十九条、第百八十二条及び第一百十三条の規定並びに第八条の三第二項及び第三項並びに前条第一項及び第二項の規定の適用については、同法第百七十条、第百七十五条第二号、第百七十九条第一号、第百八十二条第二号並びに第二百十三条规定第一号及び第二項第二号の規定並びに第八条の三第二項第一号並びに前条第一項及び第二項の規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十五の税率とする。

一 第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等の配当等で、内国法人から支払がされる当該配当等の支払に係る基準日（当該配当等が所得税法第二十五条第一項の規定により剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなされるものに係る配当等である場合には、政令で定める日）においてその内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の百分の三以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する個人（次条第一項において「大口株主等」という。）以外の者が支払を受けるもの

二 次に掲げる投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募（金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。）により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）の収益の分配

イ 公社債投資信託以外の証券投資信託

ロ 証券投資信託（公募公社債等運用投資信託を除く。）

三 特定投資法人（その規約に投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主の請求により投資口の払戻しをする旨が定められており、

国外株式の配当等」という。）につき、国内における支払の取扱者で政令で定めるもの（以下この条において「支払の取扱者」という。）を通じてその交付を受ける場合には、その支払を受けるべき国外株式の配当等について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額について百分の二十の税率を適用して所得税を課する。

256 同上

（上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例）

第九条の三 平成十五年四月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等（以下この条及び次条において「配当等」という。）で次に掲げるものに係る同法第百七十条、第百七十五条、第百七十九条、第百八十二条及び第一百十三条の規定並びに第八条の三第二項及び第三項、前条第一項及び第二項並びに次条第一項の規定の適用については、同法第百七十条、第百七十五条第二号、第百七十九条第一号、第百八十二条第二号並びに第二百十三条规定第一项第一号及び第二項第二号の規定並びに第八条の三第二項第一号、前条第一項及び第二項並びに次条第一項の規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十五の税率とする。

一 第三十七条の十一の三第二項第一号に掲げる株式等の配当等で、内国法人から支払がされる当該配当等の支払に係る基準日（当該配当等が所得税法第二十五条第一項の規定により剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなされるものに係る配当等である場合には、政令で定める日）においてその内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の百分の三以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する個人以外の者が支払を受けるもの

一 平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募（金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。）により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）の収益の分配に係る配当等

三 平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき特定投資法人（その規約に投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主の請求により

かつ、その設立の際の投資口の金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集が同項に規定する取得勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものにより行われた投資法人をいう。) の投資口の配当等

四 特定目的信託 (その信託契約の締結時において原委託者が有する社債的受益

権の募集が第八条の二第一項第二号に規定する公募により行われたものに限る。) の社債的受益権の剩余金の配当

(上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例)

第九条の三の二 平成二十八年一月一日以後に個人又は内国法人(所得税法別表第一に掲げる内国法人を除く。)若しくは外国法人に対して支払われる次に掲げる利子等(同法第二十三条第一項に規定する利子等をいう。以下この項及び第四項において同じ。)又は配当等で政令で定めるもの(国内において支払われるものに限るものとし、第九条の四の二第一項の規定の適用を受ける収益の分配を除く。以下この条において「上場株式等の配当等」という。)の国内における支払の取扱者で政令で定めるもの(第四項において「支払の取扱者」という。)は、当該個人又は内国法人若しくは外國法人に当該上場株式等の配当等の交付をする際、その交付をする金額に百分の十五(第一号に掲げる配当等でその配当等の支払をする内国法人に係る大口株主等に對し交付をするものについては、百分の二十)の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月十日までに、これを国に納付しなければならない。

- 一 第三十七条の十一第一項第一号に掲げる株式等の利子等又は配当等
- 二 投資信託でその設定に係る受益権の募集が前条第二号に規定する公募により行われたもの(特定株式投資信託を除く。)の収益の分配

三 省 略

四 特定目的信託 (その信託契約の締結時において原委託者が有する社債的受益

権の募集が第八条の二第一項第二号に規定する公募により行われたものに限る。) の社債的受益権の剩余金の配当

五 第三条第一項第一号に規定する特定公社債の利子

2・3 省 略

4 上場株式等の配当等につき第一項の規定により所得税が徴収されるべき場合は、当該上場株式等の配当等を有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居

投資口の払戻しをする旨が定められており、かつ、その設立の際の投資口の金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集が同項に規定する取得勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものにより行われた投資法人をいう。) の投資口の配当等

(上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例)

第九条の三の二 平成二十二年一月一日以後に個人又は内国法人(所得税法別表第一に掲げる内国法人を除く。)若しくは外国法人に対して支払われる次に掲げる配当等で政令で定めるもの(国内において支払われるものに限るものとし、第九条の四の二第一項の規定の適用を受ける収益の分配を除く。以下この条において「上場株式等の配当等」という。)の国内における支払の取扱者で政令で定めるもの(第四項において「支払の取扱者」という。)は、当該個人又は内国法人若しくは外國法人に当該上場株式等の配当等の交付をする際、その交付をする金額に百分の二十の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

- 一 第三十七条の十一の三第二項第一号に掲げる株式等の配当等
- 二 公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募(前条第二号に規定する公募をいう。)により行われたもの(特定株式投資信託を除く。)の収益の分配に係る配当等

三 同 上

2・3 同 上

4 上場株式等の配当等につき第一項の規定により所得税が徴収されるべき場合は、当該上場株式等の配当等を有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居

住者については、当該上場株式等の配当等の国内における支払の取扱者から交付を受けるべき金額については、当該金額を第八条の五第四項に規定する支払を受けるべき利子等の額又は配当等の額とみなして、同条の規定を適用する。

5 省略

(上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例)

第九条の四の二 内国法人（所得税法別表第一に掲げる内国法人を除く。次項において同じ。）又は国内に恒久的施設を有する外国法人が国内において次に掲げる信託（その受益権が金融商品取引法第一条第十六項に規定する金融商品取引所）これに類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。）に上場されてることその他他の政令で定める要件に該当するものに限る。次項及び第三項において「上場証券投資信託等」という。）の終了又は一部の解約により支払を受けた収益の分配については、所得税法第一百七十四条、第一百七十五条、第一百七十八条、第一百七十九条及び第二百十二条第一項から第三項までの規定並びに第八条の三第一項及び第三項の規定は、適用しない。

一 公社債投資信託でその設定に係る受益権の募集が第九条の三第二号に規定する公募により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）

257 省略

(相続財産に係る株式をその発行した非上場会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例)

第九条の七 相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）による財産の取得（相続税法又は第七十条の七の三の規定により相続又は遺贈による財産の取得とみなされるものを含む。）をした個人で当該相続又は遺贈につき同法の規定により納付すべき相続税額があるものが、当該相続の開始があつた日の翌日から当該相続に係る同法第二十七条第一項又は第二十九条第一項の規定による申告書（これらの申告書の提出後において同法第四条に規定する事由が生じたことにより取得した資産については、当該取得に係る同法第三十一条第二項の規定による申告書）の提出期限の翌日以後三年を経過する日までの間に当該相続税額に係る課税価格（同法第十九条又は第二十一条の十四から第二十一条の十八までの規定の適用がある場合には、これらの規定により当該課税価格とみなされた金額）の計算の基礎に算入された金融商品取引法第二条第十六項に規定する当該課税価格とみなされた金額）の計算の基礎に算入された金融商品取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定め

(上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例)

第九条の四の二 内国法人（所得税法別表第一に掲げる内国法人を除く。次項において同じ。）又は国内に恒久的施設を有する外国法人が国内において次に掲げる信託（その受益権が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されていることその他の政令で定める要件に該当するものに限る。次項及び第三項において「上場証券投資信託等」という。）の終了又は一部の解約により支払を受ける収益の分配については、所得税法第一百七十四条、第一百七十五条、第一百七十八条、第一百七十九条及び第二百十二条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

一 公社債投資信託でその設定に係る受益権の募集が次条第一項に規定する公募により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）

257 同上

(相続財産に係る株式をその発行した非上場会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例)

第九条の七 相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）による財産の取得をした個人で当該相続又は遺贈につき相続税法の規定により納付すべき相続税額があるものが、当該相続の開始があつた日の翌日から当該相続に係る同法第二十七条第一項又は第二十九条第一項の規定による申告書（これらの申告書の提出後において同法第四条に規定する事由が生じたことにより取得した資産については、当該取得に係る同法第三十一条第二項の規定による申告書）の提出期限の翌日以後三年を経過する日までの間に当該相続税額に係る課税価格（同法第十九条又は第二十一条の十四から第二十一条の十八までの規定の適用がある場合には、これらの規定により当該課税価格とみなされた金額）の計算の基礎に算入された金融商品取引法第二条第十六項に規定する当該課税価格とみなされた金額）の計算の基礎に算入された金融商品取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定め

条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定める株式を発行した株式会社以外の株式会社（以下この項において「非上場会社」という。）の発行した株式をその発行した当該非上場会社に譲渡した場合において、当該譲渡をした個人が当該譲渡の対価として当該非上場会社から交付を受けた金銭の額が当該非上場会社の法人税法第一条第十六条号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額のうちその交付の基団となつた株式に係る所得税法第二十五条第一項に規定する株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額については、同項の規定は、適用しない。

2 前項の規定の適用がある場合における第三十七条の十第三項及び第三十七条の十二第二項の規定の適用については、これらの規定中「の金額」とあるのは、「の金額（第九条の七第一項の規定の適用を受ける金額を除く。）」とする。

3 省略

（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税）

第九条の八 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が第三十七条の十四第五項第一号に規定する金融商品取引業者等（以下この条において「金融商品取引業者等」という。）の営業所（同号に規定する営業所をいう。）に開設した同号に規定する非課税口座に同項第二号に規定する非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日までの間に支払を受けるべき当該非課税管理勘定に係る第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等の所得税法第二十四条第一項に規定する配当等（第八条の二第一項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等及び第八条の三第一項に規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等を除く。以下この条において「配当等」という。）のうち次に掲げるもの（当該金融商品取引業者等が国内における支払の取扱者で政令で定めるものに限る。第三十七条の十四第十五項及び第十六項において「非課税口座内上場株式等の配当等」という。）については、所得税を課さない。

一 第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等の配当等で、内国法人から支払がされる当該配当等の支払に係る第八条の四第一項第一号に規定する基準日においてその内国法人の発行済株式（同号に規定する発行済株式をいう。）又は出資の総数又は総額の百分の三以上に相当する数又は金額の株式又は出資を

る株式を発行した株式会社以外の株式会社（以下この項において「非上場会社」という。）の発行した株式をその発行した当該非上場会社に譲渡した場合において、当該譲渡をした個人が当該譲渡の対価として当該非上場会社から交付を受けた金銭の額が当該非上場会社の法人税法第二条第十六条号に規定する株式に係る所得税法第二十五条第一項に規定する株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額については、同項の規定は、適用しない。

2 前項の規定の適用がある場合における第三十七条の十第三項（第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第三十七条の十第三項中「の金額」とあるのは、「の金額（第九条の七第一項の規定の適用を受ける金額を除く。）」とする。

3 同上

（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税）

第九条の八 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が第三十七条の十四第五項第一号に規定する金融商品取引業者等（以下この条において「金融商品取引業者等」という。）の営業所（同号に規定する営業所をいう。）に同号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を開設した日から同日の属する年の一月一日以後十年を経過する日までの間に支払を受けるべき当該非課税口座に係る第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等の所得税法第二十四条第一項に規定する配当等（第八条の二第一項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等及び第八条の三第一項に規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等を除く。以下この条において「配当等」という。）のうち次に掲げるもの（当該金融商品取引業者等が国内における支払の取扱者で政令で定めるものに限る。第三十七条の十四第十五項及び第十六項において「非課税口座内上場株式等の配当等」という。）については、所得税を課さない。

一 第三十七条の十一の三第二項第一号に掲げる株式等の配当等で、内国法人から支払がされる当該配当等の支払に係る第八条の四第一項第一号に規定する基準日においてその内国法人の発行済株式（同号に規定する発行済株式をいう。）又は出資の総数又は総額の百分の三以上に相当する数又は金額の株式又は出資を

有する者が当該内国法人から支払を受けるもの以外のもの

二 公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が第八条の四第一項第二号に規定する公募により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）の収益の分配

三 省略

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 省略

257 省略

8 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 省略

三 特別試験研究費の額 試験研究費の額のうち国の試験研究機関、大学その他の者と共同して行う試験研究、国の試験研究機関、大学又は第四十二条の四第十二項第五号に規定する中小企業者に委託する試験研究、その用途に係る対象者が少數である医薬品に関する試験研究その他の政令で定める試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

四・八 省略

9・13 省略

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除の特例）

第十条の二 青色申告書を提出する個人の平成一十六年又は平成二十七年の各年分（事業を廃止した日の属する年分を除く。）において、当該各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額（前条第一項に規定する試験研究費の額をいう。）がある場合における同条の規定の適用については、同一条から第五項までの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の三十」とする。

一・二 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除の特例）

第十条の二 青色申告書を提出する個人の平成二十二年から平成二十四年までの各年分（事業を廃止した日の属する年分を除く。）において、当該各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額（前条第一項に規定する試験研究費の額をいう。）がある場合における同条の規定の適用については、同一条第一項から第五項までの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の三十」とする。

四・八 同上

9・13 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除の特例）

第十条の二 青色申告書を提出する個人の平成二十三年から平成二十五年までの各年分（事業を廃止した日の属する年分を除く。以下この項において同じ。）において、平成二十二年分繰越税額控除限度超過額又は平成二十三年分繰越税額控除限度超過額を有する場合における前項及び同条の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

資を有する者が当該内国法人から支払を受けるもの以外のもの

二 公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が第八条の四第一項第二号に規定する公募により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）の収益の分配に係る配当等

三 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同上

257 同上

8 同上

一・二 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同上

257 同上

8 同上

一・二 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同上

257 同上

8 同上

一・二 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同上

257 同上

8 同上

一・二 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同上

257 同上

8 同上

一・二 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同上

257 同上

8 同上

一・二 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同上

257 同上

8 同上

一・二 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同上

257 同上

8 同上

一・二 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同上

257 同上

8 同上

一・二 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同上

257 同上

8 同上

一・二 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同上

257 同上

8 同上

一・二 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同上

257 同上

8 同上

一・二 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同上

257 同上

8 同上

一・二 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同上

257 同上

8 同上

一・二 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同上

257 同上

8 同上

一・二 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同上

257 同上

8 同上

一・二 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同上

257 同上

8 同上

一・二 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同上

257 同上

8 同上

一・二 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同上

257 同上

8 同上

一・二 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同上

257 同上

8 同上

一・二 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同上

257 同上

8 同上

一・二 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同上

257 同上

8 同上

一・二 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同上

257 同上

8 同上

一・二 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同上

257 同上

8 同上

一・二 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同上

257 同上

8 同上

一・二 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同上

257 同上

8 同上

一・二 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同上

257 同上

8 同上

一・二 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同上

257 同上

8 同上

一・二 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同上

257 同上

8 同上

一・二 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同上

257 同上

8 同上

一・二 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同上

257 同上

8 同上

一・二 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同上

257 同上

8 同上

一・二 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同上

257 同上

8 同上

一・二 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同上

257 同上

8 同上

一・二 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同上

257 同上

8 同上

一・二 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同上

257 同上

8 同上

一・二 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同上

257 同上

8 同上

一・二 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同上

257 同上

8 同上

一・二 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同上

257 同上

8 同上

一・二 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同上

257 同上

8 同上

一・二 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同上

257 同上

8 同上

一・二 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同上

257 同上

8 同上

一・二 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同上

257 同上

8 同上

一・二 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同上

257 同上

8 同上

一・二 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同上

257 同上

8 同上

一・二 同上

（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）

第十条 同上

一 平成二十三年又は平成二十四年において平成二十一年分繰越税額控除限度超過額又は平成二十三年分繰越税額控除限度超過額を有する場合（平成二十二年から平成二十四年まで（平成二十三年分繰越税額控除限度超過額にあつては、平成二十三年及び平成二十四年）の各年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。）前項中「同条第一項から第五項までの規定」とあるのは「同条第一項及び第二項中「百分の二十」とあるのは「百分の三十」と、同条第三項中「繰越税額控除限度超過額を」とあるのは「次条第四項第一号に規定する平成二十二年分繰越税額控除限度超過額又は同項第二号に規定する平成二十三年分繰越税額控除限度超過額を」と、「繰越税額控除限度超過額た」とあるのは「平成二十二年分繰越税額控除限度超過額及び平成二十三年分繰越税額控除限度超過額の合計額に」と、「繰越税額控除限度超過額が」とあるのは「当該合計額が」と、「百分の二十」とあるのは「百分の三十」と、同条第四項及び第五項」と、「百分の三十」とあるのは「百分の三十」とする。

二 平成二十五年において平成二十二年分繰越税額控除限度超過額又は平成二十三年分繰越税額控除限度超過額を有する場合（平成二十二年から平成二十五年まで（平成二十三年分繰越税額控除限度超過額にあつては、平成二十三年から平成二十五年まで）の各年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。）前条第三項中「繰越税額控除限度超過額を」とあるのは「次条第四項第一号に規定する平成二十二年分繰越税額控除限度超過額、同項第二号に規定する平成二十三年分繰越税額控除限度超過額又は繰越税額控除限度超過額を」と、「繰越税額控除限度超過額に」とあるのは「平成二十二年分繰越税額控除限度超過額、平成二十三年分繰越税額控除限度超過額及び繰越税額控除限度超過額の合計額に」と、「繰越税額控除限度超過額が」とあるのは「当該合計額が」と、「百分の二十」とあるのは「百分の三十」とする。

3 第一項に規定する個人（同項の規定により読み替えられた前条第四項の規定の適用を受けるものに限る。）が、平成二十三年から平成二十五年までの各年（事業を廃止した日の属する年を除く。以下この項において同じ。）において、平成二十二年分繰越中小企業者税額控除限度超過額又は平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額を有する場合における第一項及び同条の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 平成二十三年又は平成二十四年において平成二十二年分繰越中小企業者税額控除限度超過額又は平成二十三年分繰越中小企業者税額を有す

る場合（平成二十一年から平成二十四年まで（平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額にあつては、平成二十三年及び平成二十四年）の各年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。）第一項中「同条第一項から第五項まで」とあるのは、「同条第一項から第四項まで」と、「百分の三十」とあるのは、「百分の三十」と、同条第五項中「繰越中小企業者税額控除限度超過額を」とあるのは、「次条第四項第三号に規定する平成二十一年分繰越中小企業者税額控除限度超過額又は同項第四号に規定する平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額を」と、「繰越中小企業者税額控除限度超過額に」とあるのは、「平成二十一年分繰越中小企業者税額控除限度超過額及び平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額の合計額に」と、「繰越中小企業者税額控除限度超過額が」とあるのは、「当該合計額が」と、「百分の二十」とあるのは、「百分の三十」とする。

二 平成二十五年において平成二十二年分繰越中小企業者税額控除限度超過額又は平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額を有する場合（平成二十一年から平成二十五年まで（平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額にあつては、平成二十三年から平成二十五年まで）の各年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。）前条第五項中「繰越中小企業者税額控除限度超過額を」とあるのは、「次条第四項第三号に規定する平成二十一年分繰越中小企業者税額控除限度超過額、同項第四号に規定する平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額又は繰越中小企業者税額控除限度超過額を」と、「繰越中小企業者税額控除限度超過額に」とあるのは、「平成二十一年分繰越中小企業者税額控除限度超過額、平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額及び繰越中小企業者税額控除限度超過額の合計額に」と、「繰越中小企業者税額控除限度超過額が」とあるのは、「当該合計額が」と、「百分の二十」とあるのは、「百分の三十」とする。

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 平成二十一年分繰越税額控除限度超過額 第二項に規定する個人の平成二十一年における第一項の規定により読み替えられた前条第一項に規定する税額控除限度額又は同条第二項に規定する特別研究税額控除限度額のうち、これらの規定による控除をしても控除しきれない金額（既に第一項及び第二項の規定により読み替えられた同条第三項の規定により平成二十三年分又は平成二十四年分の総所得金額に係る所得税の額から控除された金額がある場合には、当該金

額を控除した残額) の合計額をいう。

二 平成二十三年分繰越税額控除限度超過額 第二項に規定する個人の平成二十三年における第一項の規定により読み替えられた前条第一項に規定する税額控除限度額又は同条第二項に規定する特別研究税額控除限度額のうち、これらの規定による控除をしても控除しきれない金額(既に第二項の規定により読み替えられた同条第三項の規定により平成二十四年分の総所得金額に係る所得税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額)の合計額をいい。

三 平成二十二年分繰越中小企業者税額控除限度超過額 前項に規定する個人の平成二十二年における第一項の規定により読み替えられた前条第四項に規定する中小企業者税額控除限度額のうち、同項の規定による控除をしても控除しきれない金額(既に第一項及び前項の規定により読み替えられた同条第五項の規定により平成二十三年分又は平成二十四年分の総所得金額に係る所得税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額)をいう。

四 平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額 前項に規定する個人の平成二十三年における第一項の規定により読み替えられた前条第四項に規定する中小企業者税額控除限度額のうち、同項の規定による控除をしても控除しきれない金額(既に前項の規定により読み替えられた同条第五項の規定により平成二十四年分の総所得金額に係る所得税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額)をいう。

2 前項の規定により読み替えられた前条第一項及び第二項又は第四項の規定の適用を受ける場合の同条第十項の規定の適用については、同項中「第四項」とあらは、「若しくは第四項(これらの規定を次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

5 | 第一項の規定により読み替えられた前条第一項及び第二項又は第四項の規定の適用を受ける場合の同条第十項の規定の適用については、同項中「第四項」とあらは、「若しくは第四項(これらの規定を次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

6 | 第一項及び第二項又は第三項の規定により読み替えられた前条第三項又は第五項の規定は、第一項の規定により読み替えられた同条第一項若しくは第二項又は同条第四項の規定の適用を受けた年分以後の各年分の確定申告書に平成二十二年分繰越税額控除限度超過額若しくは平成二十三年分繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年分繰越中小企業者税額控除限度超過額若しくは平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、第一項及び第二項又は第三項の規定により読み替えられた同条第三項又は第五項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書にこれらの規定による控除の対象となる平成二十二年分繰越税額控除限度超過額若しくは平成

二十三年分繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年分繰越中小企業者税額控除限度超過額若しくは平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

3| 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4| 第一項の規定により読み替えられた前条第一項から第五項までの規定の適用が、ある場合における同条第十三項の規定の適用については、同項中「（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）」とあるのは、「（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）（同法第十条の二第一項（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の二の二 青色申告書を提出する個人が、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの期間（第三項において「指定期間」という。）内に次に掲げる減価償却資産（以下この条において「エネルギー環境負荷低減推進設備等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又はエネルギー環境負荷低減推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該個人の事業の用に供した場合（第一号に掲げる減価償却資産を貸付けの用に供した場合、同号イ及びロに掲げる減価償却資産を電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供した場合並びに第二号に掲げる減価償却資産を住宅の用に供した場合を除く。第三項及び第六項において同じ。）には、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第三項及び第六項において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかるわらず、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等について同項の規定により計算した償却費の額と特別償却限度額（当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の百分の三十に

7| 前三項に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

8| 第一項から第三項までの規定により読み替えられた前条第一項から第五項までの規定の適用がある場合における同条第十三項の規定の適用については、同項中「（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）」とあるのは、「（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）（同法第十条の二第一項から第三項まで（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の二の二 青色申告書を提出する個人が、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）の施行の日から平成二十六年三月三十日まで（第一号イに掲げる減価償却資産にあつては、平成二十四年七月一日から平成二十五年三月三十日まで）の期間（第三項において「指定期間」という。）内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産（以下この条において「エネルギー環境負荷低減推進設備等」という。）を取得し、又はエネルギー環境負荷低減推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該個人の事業の用に供した場合（第一号に掲げる減価償却資産を貸付けの用に供した場合、同号イ及びロに掲げる減価償却資産を電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供した場合並びに第二号に掲げる減価償却資産を住宅の用に供した場合を除く。第三項において同じ。）には、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第三項及び第六項において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかるわらず、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等について同項の規定により計算した償却費の額と特別償却限度額（当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の百分の三十に

相当する金額をいう。)との合計額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 エネルギーの有効な利用の促進に著しく資する機械その他の減価償却資産で
次に掲げるもののうち政令で定めるもの

卷之二

口 化石燃料（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される燃料をいう。）以外のエネルギー源（太陽光及び風力を除く。）の利用に資する機械その他の減価償却資産

ハ エネルギー消費量との対比における性能の向上に資する機械その他の減価償却資産のうち電気及び熱の効率的な利用に資するもの（イ及びロに掲げる機械その他の減価償却資産に該当するものを除く。）

二 エネルギー消費量との対比における性能の向上又はエネルギー消費に係る

建築物に係るエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備で建築物の室内の温度、エネルギーの使用の状況等に応じた空気調和設備、照明設備その他の建築設備の運転及び管理を行うことによりエネルギーの使用量の削減に資するもののうち政令で定めるもの（当該設備が設置された建築物が政令で定める基準を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合の当該設備に限る。）

八同上

八 口 化石燃料（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される燃料をいう。）以外のエネルギー資源（太陽光及び風力を除く。）の利用に資する機械その他の減価償却資産
エネルギー消費量との対比における性能の向上又はエネルギー消費に係る環境への負荷の低減に資する機械その他の減価償却資産（イ及びロに掲げる機械その他の減価償却資産に該当するものを除く。）

（一）建築物に係るエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備で次に掲げるもののうち政令で定めるもの（当該設備が設置された建築物が政令で定める基準を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合の当該設備に限る。）

イ 建築物の熱の損失の防止及び建築物のエネルギーの効率的利用に資する設備
口 建築物の室内的温度、エネルギーの使用の状況等に応じた空気調和設備、
照明設備その他の建築設備の運転及び管理を行うことによりエネルギーの使
用量の削減に資する設備

2 同上

3 第十条第四項に規定する中小企業者に該当する個人で青色申告書を提出するものが、指定期間内にエネルギー環境負荷低減推進設備等でその製作若しくは建設

の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又はエネルギー環境負荷低減推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建
くは建設した日から一年以内に国内にある当該個人の事業の用に供した場合において、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供したエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額（次項において「事業所得に係る所得税額」という。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4・5 省略

6 青色申告書を提出する個人が、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十日までの間に第一項第一号イ及びハに掲げる減価償却資産（以下この項及び次項において「特定エネルギー環境負荷低減推進設備等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定エネルギー環境負荷低減推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該個人の事業の用に供した場合における第一項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかわらず、当該特定エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額から当該特定エネルギー環境負荷低減推進設備等について所得税法第四十九条第一項の規定により計算した償却費の額を控除した金額に相当する金額とする。

7 個人の有する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等で前項の規定の適用を受けたものに係る第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項又は第六項」と、「エネルギー環境負荷低減推進設備等」とあるのは「特定エネルギー環境負荷低減推進設備等」とする。

8 第一項及び第六項の規定は、個人が所有権移転外リース取引（所得税法第六十七条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）により取得したエネルギー環境負荷低減推進設備等については、適用しない。

9 第一項及び第六項又は第三項の規定は、エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得又は製作若しくは建設に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得し、又はエネルギー環境負荷低減推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該個人の事業の用に供した場合において、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等につき第一項の規定の適用を受けないとときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供したエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額（次項において「事業所得に係る所得税額」という。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4・5 同上

6 第一項の規定は、個人が所有権移転外リース取引（所得税法第六十七条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）により取得したエネルギー環境負荷低減推進設備等については、適用しない。

金その他これらに準ずるもの（以下この項において「補助金等」という。）の交付を受けた個人が、当該補助金等をもつて取得し、又は製作し、若しくは建設した当該補助金等の交付の目的に適合したエネルギー環境負荷低減推進設備等については、適用しない。

10 第一項、第二項、第六項及び第七項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算出するものが、平成十年六月一日から平成二十六年三月三十一日までの期間（第三項において「指定期間」という。）内に、次に掲げる減価償却資産（第一号又は第二号に掲げる減価償却資産にあっては、政令で定める規模のものに限る。以下この条において「特定機械装置等」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該個人の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用（第四号に規定する事業を営む者で政令で定めるもの以外の者の貸付けの用を除く。以下この条において「指定事業の用」という。）に供した場合には、その指定事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額（第四号に掲げる減価償却資産にあっては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。第三項において「基準取得価額」といいう。）の百分の三十に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定機械装置等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

11 省略
12 省略
13 省略

（中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十一条の三 第十条第四項に規定する中小企業者に該当する個人で青色申告書を提出するものが、平成十年六月一日から平成二十六年三月三十一日までの期間（第三項において「指定期間」という。）内に、その製作の後事業の用に供されたことは、政令で定める規模のものに限る。以下この条において「特定機械装置等」という。）を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該個人の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用（第四号に規定する事業を営む者で政令で定めるもの以外の者の貸付けの用を除く。以下この条において「指定事業の用」という。）に供した場合には、その指定事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額（第四号に掲げる減価償却資産にあっては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。第三項において「基準取得価額」といいう。）の百分の三十に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定機械装置等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

7| 10| 9| 8|
同上 同上 同上

（中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十一条の三 第十条第四項に規定する中小企業者に該当する個人で青色申告書を提出するものが、平成十年六月一日から平成二十六年三月三十一日までの期間（第三項において「指定期間」という。）内に、その製作の後事業の用に供されたことは、政令で定める規模のものに限る。以下この条において「特定機械装置等」という。）を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該個人の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用（第四号に規定する事業を営む者で政令で定めるもの以外の者の貸付けの用を除く。以下この条において「指定事業の用」という。）に供した場合には、その指定事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額（第四号に掲げる減価償却資産にあっては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。第三項において「基準取得価額」といいう。）の百分の三十に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定機械装置等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

11 省略
12 省略
13 省略

2 省略

3 第一項に規定する個人が、指定期間内に、特定機械装置等での製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該個人の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき同項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その指定事業の用に供した当該特定機械装置等の基準取得価額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得に係る所得税額」という。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 10 省略

（雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除）

第十条の五 青色申告書を提出する個人（第一号に掲げる要件を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされたものに限る。）が、平成二十四年から平成二十六年までの各年（平成二十四年以後に事業を開始した個人のその開始した日の属する年（相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。）及びその事業を廃止した日の属する年を除く。以下この項及び次項において「適用年」という。）において、第二号に掲げる要件を満たす場合（同号イ及びロに掲げる要件にあつては、当該適用年においてこれらの要件を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合に限る。）で、かつ、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第五条第一項に規定する適用事業（他の法律により業務の規制及び適正化のための措置が講じられている事業として政令で定めるものを除く。第四項において「適用事業」という。）を行つている場合には、当該個人の当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、四十万円に当該個人の基準雇用者数を乗じて計算した金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の十（当該個人が中小企業者（第十条第四項に規定する中小企業者をいう。第二号イにおいて同じ。）である場合には、百分の二十）に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を

2 同上

3 第一項に規定する個人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定機械装置等を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該個人の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき同項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その指定事業の用に供した当該特定機械装置等の基準取得価額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額（次項において「事業所得に係る所得税額」という。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 10 同上

（雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除）

第十条の五 青色申告書を提出する個人（第一号に掲げる要件を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされたものに限る。）が、平成二十四年から平成二十六年までの各年（平成二十四年以後に事業を開始した個人のその開始した日の属する年（相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。）及びその事業を廃止した日の属する年を除く。以下この項及び次項において「適用年」という。）において、第二号に掲げる要件を満たす場合（同号イ及びロに掲げる要件にあつては、当該適用年においてこれらの要件を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合に限る。）において、当該個人が雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第五条第一項に規定する適用事業（他の法律により業務の規制及び適正化のための措置が講じられている事業として政令で定めるものを除く。第四項において「適用事業」という。）を行つているときは、当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、二十万円に当該個人の基準雇用者数を乗じて計算した金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、二十万円に当該個人の基準雇用者数を乗じて計算した金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該適用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の十（当該個人が中小企業者（第十条第四項に規定する中小企業者をいう。第二号イにおいて同じ。）である場合には、百分の二十）に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を

当する金額を限度とする。

- 一 当該適用年及び当該適用年の前年において、離職者（当該個人の都合によるものとして財務省令で定める理由によつて離職（雇用保険法第四条第二項に規定する離職をいう。）をした雇用者及び高年齢雇用者をいう。）がいないこと。
- 二 次に掲げる要件（当該適用年の前年の十二月三十一日における雇用者（当該適用年の十二月三十一日において高年齢雇用者に該当する者を除く。）の数が零である場合には、イ及びハに掲げる要件）の全てを満たしていること。

イ 基準雇用者数が五人以上（当該個人が中小企業者である場合には、二人以上）であること。

ロ 基準雇用者割合が百分の十以上であること。

ハ 紙与等支給額が比較給与等支給額以上であること。

- 2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 雇用者 個人の使用者（当該個人と政令で定める特殊の関係のある者を除く。次号において同じ。）のうち一般被保険者（雇用保険法第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者をいう。）に該当するものをいう。

二 高年齢雇用者 個人の使用者のうち高年齢継続被保険者（雇用保険法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者をいう。）に該当するものをいう。

三 基準雇用者数 適用年の十二月三十一日における雇用者の数から当該適用年の前年の十二月三十一日における雇用者（当該適用年の十二月三十一日において高年齢雇用者に該当する者を除く。次号及び第七号において同じ。）の数を減算した数をいう。

四 基準雇用者割合 基準雇用者数の適用年の前年の十二月三十一日における雇用者の数に対する割合をいう。

五 省略

六 紙与等支給額 紙与等の支給額（その紙与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次号及び第四項において同じ。）のうち適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額（当該適用年の十二月三十一日において高年齢雇用者に該当する者に係るもの）を除く。）をいう。

七 比較給与等支給額 個人の紙与等の支給額のうち前号の適用年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額（当該適用年の十二月三十一

限度とする。

- 一 適用年及び当該適用年の前年において、離職者（雇用者であつた者で当該個人の都合によるものとして財務省令で定める理由によつて離職（雇用保険法第四条第二項に規定する離職をいう。）をした者をいう。）がいないこと。
- 二 次に掲げる要件（当該適用年の前年の十二月三十一日における雇用者の数が零である場合には、イ及びハに掲げる要件）の全てを満たしていること。

イ 当該個人の基準雇用者数が五人以上（当該個人が中小企業者である場合は、二人以上）であること。

ロ 当該個人の基準雇用者割合が百分の十以上であること。

ハ 当該個人の紙与等支給額が当該個人の比較給与等支給額以上であること。

- 2 同上

一 雇用者 個人の使用者（当該個人と政令で定める特殊の関係のある者を除く。）のうち一般被保険者（雇用保険法第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者をいう。）に該当するものをいう。

二 基準雇用者数 適用年の十二月三十一日における雇用者の数から当該適用年の前年の十二月三十一日における雇用者の数を減算した数をいう。

三 基準雇用者割合 基準雇用者数の当該適用年の前年の十二月三十一日における雇用者の数に対する割合をいう。

四 同上

五 紙与等支給額 適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される紙与等の支給額（その紙与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次号及び第四項において同じ。）をいう。

六 比較給与等支給額 適用年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される紙与等の支給額に、当該紙与等の支給額に当該適用年の基準雇用者割